

静岡県富士登山入山管理に関する調査業務委託
企画提案募集要領

1 募集の目的

この要領は、静岡県富士登山入山管理に関する調査業務委託に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者(以下、「参加者」という。)が提出する企画提案書を審査し、最適な者を選定する手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 契約期限

契約締結日から令和7年3月31日(月)

3 委託業務の内容

別添「静岡県富士登山入山管理に関する調査業務委託 仕様書」のとおり

4 契約限度額

23,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

5 契約先の選定方法

企画提案方式により、内容等の最も優れた業者に決定

6 参加要件

本企画提案に参加できる者は、法人又は本業務の受託のために結成された共同企業体とし、下記の(1)から(7)の要件の全てを満たしている者であること。

ただし、共同企業体で参加する場合は、主に調査業務を担う者が(1)に該当している場合は、参加することができる。

- (1) 国、自治体及びこれに類する団体、観光団体等で同種の事業実績があること。
- (2) 本提案に基づく仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 直近1年間において、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

7 実施スケジュール

内容	日程(令和6年)
公告開始	8月27日(火)
質問受付期間、参加表明の提出期限	9月2日(月)正午まで
質問に対する回答	9月4日(水)

企画提案書の提出期限	9月10日(火)正午まで
審査(プレゼンテーションにより実施)	9月12日(木)
候補者決定(選定結果の通知)	9月13日(金)

8 質問と回答

(1) 企画提案に係る質問

本要領の内容等についての質問は、「様式1 質問用紙」により「14 データ等の提出先」に記載したメールあてに提出してください。

ア 提出期限

令和6年9月2日(月)正午まで

イ 方法

メールによるものとし、件名に「企画提案に関する質問」と記載のこと。

(2) 質問に対する回答

令和6年9月4日(水)までに、質問者及び応募者全員に対しメールで回答します。

9 企画提案参加表明

(1) 提出期限

令和6年9月2日(月)正午まで

(2) 方法

「様式2 企画提案参加表明書」により、「14 データ等の提出先」に記載したメールあてに提出してください。

*なお、企画提案参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、「様式3 企画提案辞退届」を9月6日(金)正午までにメールにより提出してください。

*押印は省略できるものとする。

10 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年9月10日(火)正午まで

(2) 方法

「14 データ等の提出先」に記載したメールあてに提出してください。

(3) 企画提案に必要な書類(データ)

「企画提案書作成要領」に基づき作成してください。

11 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションは、上記10(3)の提出データをもって実施する。

(1) 予定日

令和6年9月12日(木)

*詳細な日時及び場所については、別途通知する(県庁内を予定。オンライン参加も可。)

(2) 説明時間等

1提案者当たりの所要時間は25分程度(説明15分以内、質疑応答10分程度)とする。

(3) 説明者

説明は、主任担当者が行うこととし、3名以内とする。

(4) プレゼンテーション時の追加及び訂正資料は受理しない。

(5) 当日はHDMI接続のモニターを1台県で用意する。

(6) 企画提案書(紙媒体)は2部持参すること。(発注者の保管用として使用する)

12 採択方法

採択は、選定委員会が提案内容の審査をもって行う。

(1) 企画提案書の採択方法

選定委員は、提出データ及びプレゼンテーション時の説明・質疑応答の内容に基づいて審査を行う。選定委員会の各委員が評価採点し、その採点結果を基に全体協議を行い、企画提案書を採択する。

(2) 審査基準

選定委員会の各委員は、次の項目について審査する。

項 目		審査基準
1	課題の理解度	富士登山の課題（富士山全体及び本県側の課題）について、正しく理解しているか
2	重要となる調査・検討の把握	本県側の特性を踏まえるとともに、地元調整等、重要となるポイントを的確に把握しているか
3	具体的な調整方法	提案者の知見（過去の類似業務等）を活かし、現実的な調整手法等の提案ができているか
4	事業の実行力	<ul style="list-style-type: none">・業務を確実に実施できる体制を有しているか。・過去に類似業務の実績を有しているか。
5	経費見積りの妥当性	<ul style="list-style-type: none">・事業内容に見合った経費見積りとなっているか。・事業費の積算は適切か。

13 結果の通知

(1) 企画提案書が採択された者に対しては、別途、その旨を採択通知書により通知する。

(2) 企画提案書が採択されなかった者に対しては、別途、不採択通知書を通知する。

14 データ等の提出先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 東館12階

静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課メールボックス

電話：054-221-3746 FAX：054-221-3757 E-mail：sekai@pref.shizuoka.lg.jp

15 その他

(1) 当事業による成果物の権利（著作権、著作権）は事務局に帰属するものとする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 企画提案にかかる費用は、各企画提案者の負担とする。

(4) 複数の企画提案は認めない。

(5) 著作権法等法令に抵触しないこと。

(6) 契約候補者選定後、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で、協議の上、修正をする場合があるものとする。